

1. 件名：日本原燃(株)再処理施設等の設工認に関する面談

2. 日時：令和4年2月3日(木) 13時30分～14時10分

3. 場所：原子力規制庁(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 市村原子力規制部長

審査G核燃料施設審査部門 長谷川安全規制管理官、古作企画調査官、  
武田安全審査官

日本原燃株式会社 須藤専務執行役員、大柿常務執行役員

5. 要旨

○日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、本年1月31日に実施した審査会合において、原子力規制庁(以下「規制庁」という。)からなされた「審査会合では、個別の評価結果等の確認に先立ち、評価に係る論理立てを確認したいので、まずはその点を明確にしてほしい。」との発言の趣旨を確認したいとの発言があった。

○規制庁から、以下の通り説明した。

- 本件はこれまでも重ねて示しているもので、基準適合性を示すための基本的な考え方を筋道を立てて説明することが必要である旨を指摘し、また、そのためには、多くの情報を書き連ねた資料ではなく、基本的な論点や流れに絞った資料にするのも一案である旨例示したもの。
- 資料構成も含めどのように説明するかは日本原燃次第であり、資料の構成や内容について一つ一つ口を挟むことはしないが、今回のように大部な資料を用いると説明の主旨が不明確になることがあり、今会合でもそれが顕著であったことから改めて指摘をしたもの。自ら良く考えて準備してもらいたい。
- 今回の解析モデルの検証においては、モデルの持つ長所や短所を日本原燃自らが理解した上で結果を考察し、どのように設計に用いていくのかを説明することが必要である。先日の審査会合及びその翌日に実施した面談では、認識のずれがあったと思われるので、改めて指摘しておく。
- 審査会合では、申請者として事前に社内でしっかり検討した上で考えを述べてもらうことが必要であり、また、審査会合でも面談でも、規制庁からの発言の趣旨が明確でない場合は、その場で確認してもらいたい。

○日本原燃から、指摘は承知した旨、また、今後の審査会合においては、論点となる項目ごとに簡潔な資料にて説明したい旨の説明があった。

6. 資料

なし

以上